

合志市の下水道事業は、
平成27年4月1日から
「地方公営企業会計」に移行します。

概要説明資料

合志市 水道局 上下水道課

【目次】

	ページ番号
1. 合志市の下水道	3
2. 地方公営企業会計	5
(1) 地方公営企業	5
(2) 地方公営企業法	5
(3) 特別会計と企業会計	6
(4) 官庁会計方式と企業会計方式	7
3. 下水道事業の公営企業会計への移行	8
(1) 移行の進め方	8
(2) 法適用の状況	9
(3) 国の動きと支援	10
(4) 合志市の移行方針	11
4. 法適用の意義(メリット)	12
(1) 企業会計移行による変化	12
(2) 法適用の意義(メリット)	14
5. 下水道事業の健全化	15
6. 企業会計への移行(法適用)スケジュールと費用	16
7. 企業会計移行後の課題	17

1. 合志市の下水道

●そもそも 下水道って何？

住みよい、
安全なまちを
つくります！

そのために…



① 下水道によって、トイレを水洗化でき、各家庭や事業所から出る汚水を浄化センターに運んできれいにし、まちを清潔に保ちます。
(生活環境の改善)

② 下水道の整備によって、汚れた水を浄化し、川や海に戻すことで、みんなの大切な水環境を守ります。(公共用水域の水質保全)

③ 大雨でまちが浸水しないよう、降った雨を下水管(雨水幹線)で集めて河川に排除したり、一時的に溜めて調整することで、被害がでないようにします。(浸水の防除)



合志市の下水道は、昭和52年度から事業に着手し、平成25年度末の下水道人口普及率は99.3%に達しています。

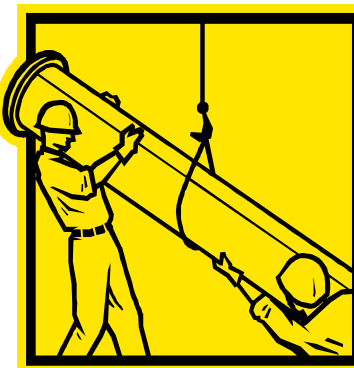
これまでに、下水道浄化センター2箇所、汚水中継ポンプ場6箇所、農業集落排水処理場2箇所の建設に加え、下水道管(污水管、マホールなど)298kmの整備を実施しています。

また、雨水を河川に排除する雨水幹線や調整池の整備も行っています。

●下水道の経営

このように、大量の資産を持つ下水道事業を適切に管理、運営し、市民(使用者)の皆さまに安定した下水道サービスを提供していくため、合志市総合計画では、政策『みどり豊かな環境と共生するまちづくり』の「水環境の保全」に位置付け、水質の浄化を担う基本的な手段の一つとして下水道事業を推進しています。

今後も、まちづくりの進展に応じた施設の整備をはじめ、老朽化した設備等の改築や延命化に多額の建設需要が見込まれるとともに、大規模な地震に備える耐震化及び集中豪雨等による水害への浸水対策など“安全、安心”を目的とする下水道事業が求められています。



このような背景のもと、今後、汚水処理等にかかる維持管理費や過去に借り入れた地方債の償還費もふくらんでいく中、下水道事業を経営するという観点から、さらに効率的で安定的な事業経営を実践する必要があります。

そのためには…

経営状況及び財政状況をより明確にする財政的な管理が必要

そこで…

本市の下水道事業においても、より計画性や透明性を確保し、経費負担の原則を明らかにして、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式(地方公営企業会計)を導入します。

企業会計方式の導入により、発生主義に基づく複式簿記の経理を行うことによって、収益費用を把握し、事業の経営状況や経営成績を理解しやすくします。

2. 地方公営企業会計

(1) 地方公営企業

地方公営企業とは・・・

地方公共団体(市等)が経営する「企業」のことです。具体的には、地方財政法施行令第46条に掲げられている13の事業をいいます。

地方財政法第6条では、「公営企業」は、特別会計を設けて経理すること、また、経費の負担区分を明確にした上で、企業の経営に伴う収入で経費をまかなう「独立採算制」を基礎として経営することが規定されています。

公営企業(地方財政法施行令第46条)

- ① 水道事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 交通事業
- ④ 電気事業
- ⑤ ガス事業
- ⑥ 簡易水道事業
- ⑦ 港湾整備事業
- ⑧ 病院事業
- ⑨ 市場事業
- ⑩ と畜場事業
- ⑪ 観光施設事業
- ⑫ 宅地造成事業
- ⑬ 公共下水道事業

(2) 地方公営企業法

地方公営企業法とは・・・

地方公営企業法は、地方公共団体等が経営する企業(公営企業)の組織、財務及び職員について規定する地方自治三法(地方自治法、地方財政法、地方公務員法)の特例を定めるために制定されたものです。(地方公営企業法第6条)

地方公営企業(地方公営企業法第2条)		
当然適用(全部適用)	当然適用(財務規定等適用)	任意適用
① 水道事業(簡易水道事業を除く。) ② 工業用水道事業 ③ 軌道事業 ④ 自動車運送事業 ⑤ 鉄道事業 ⑥ 電気事業 ⑦ ガス事業	⑧ 病院事業	その他の事業 ↓ 主として、その経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業 ↓ 簡易水道事業 下水道事業 など

- 当然適用(全部適用)：地方公営企業法の全て(組織、財務、職員)が適用される事業
- 当然適用(財務規定等適用)：地方公営企業法のうち財務規定等のみが適用される事業
- 任意適用：条例により、地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意に選択して適用できる事業

(3) 特別会計と企業会計

特別会計とは・・・

地方公共団体が特定の事業を行う場合、下水道使用料など特定の歳入をもって特定の事業を行い、一般の歳入歳出と区分して経理する必要のある会計のことをいいます。

現在、合志市の下水道事業及び農業集落排水事業は、それぞれ特別会計を設けて運営しています。「特別会計」は、地方自治法第209条に基づいて設置されています。

特別会計の特徴

- 特定のお金(歳入、使用料など)で、特定の事業を行うこと
- 収入と支出について、それぞれ現金の移動時点で把握する現金主義を採用していること
- 現金収入と現金支出を整理し、記録・集計する単式簿記方式(官庁会計方式)であること

公営企業会計とは・・・

水道事業及び工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく当然適用事業であり、公営企業会計による経理を行なっています。

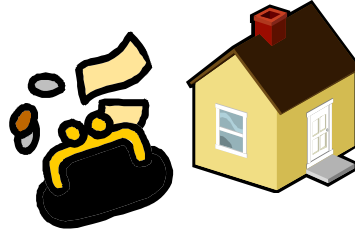
公営企業会計は、経営に着目し、経営状況などを明確に表現するために考えられた経理手法です。公営企業は、財やサービスを需要家に提供し、料金によってその費用を回収するという経済活動を行っているため、常に企業の実態に応じて業績を把握し、効率的な経営を図る必要があります。

公営企業会計の特徴

- 特定のお金(収入、料金など)で、特定の事業を行うこと
- 収入や支出を含む全ての資産の増減変化について、経済活動の発生の時点で整理・記録する発生主義を採用していること
- 一つの取引によって生じる価値の増加と他の価値の減少の両面を整理し、記録・集計する複式簿記方式(企業会計方式)であること

(4) 官庁会計方式と企業会計方式

官庁会計方式



官庁会計方式は、現金の移動に着目して整理・集計するもので、家計簿に近い考えになります。

現金収入と現金支出を記録するものであり、経済活動を表現する会計ではありません。

企業会計方式



企業会計方式は、経営に着目した経理手法で、経営状況などを明確に表現するために考えられたものです。

民間では、株式会計を採用している企業も多く、企業会計の原則に沿った内容となっています。(企業会計方式が民間の会計方式に近づいています。)

項 目
予算区分
経理方法
経理認識
資産把握
出納整理期間

官庁会計
歳入及び歳出のみ
単式簿記
現金主義
財産台帳による管理
翌年度5月31日まで

公営企業会計
損益取引(収支)及び資本取引(収支)の区分
複式簿記
発生主義
減価償却管理
なし

3. 下水道事業の公営企業会計への移行

(1) 移行の進め方

地方公営企業法の適用

地方公営企業法は、法の適用を受ける地方公営企業が、その企業性格及び経営規模等において、企業としての経済性を十分に発揮しながら、その運営が弾力的かつ機動的に行えるよう配慮された法律です。

市では、地方公営企業法に基づき、条例を定めることによって、同法の全部を適用（以下「全部適用」といいます。）するか、または同法の財務規定等を適用（以下「一部適用」といいます。）するかを選択できるようになっています。



下水道事業の法適用

本市の下水道事業（農業集落排水事業を含みます。）は、現在、官庁会計方式による「特別会計」で運営していますが、条例を制定し、地方公営企業法の全部を適用（法適用）することにより、水道事業や工業用水道事業のような公営企業会計に移行します。

(2) 法適用の状況

【全国の状況】

平成23年度末現在、全国の下水道事業の総数3,625事業のうち、法適用企業は454企業(12.5%)で、ほか3,171事業は非適用となっています。

しかし、平成22年度と23年度を比較すると、48事業が企業会計に移行し、地方公営企業法の適用を受ける事業数は、年々増加しています。

【県内下水道事業の法適用状況】

(平成26年8月現在)

団 体 名	1 熊本市	2 八代市	3 天草市	4 玉名市	5 宇城市	6 山鹿市	7 荒尾市	8 菊池市	9 宇土市	10 人吉市	11 上天草市	12 阿蘇市	13 水俣市	14 大津町	15 菊陽町
適用/非適用の別	法適用	非適用	非適用	法適用	法適用	法適用	法適用	非適用	非適用	非適用	非適用	非適用	非適用	非適用	法適用
会 計 方 式	企業会計	特別会計	特別会計	企業会計	企業会計	企業会計	企業会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	企業会計
法 適 用 施 行 日	H20.10.6 施行			H17.10.3 施行	H21.4.1 施行	H17.1.15 施行	H26.4.1 施行			H27.4.1 (施行予定)					H24.4.1 施行
備 考	全部適用	H27年度~ の適用に向 けて準備中	法適用に向 けて準備中	一部適用	一部適用	一部適用	全部適用	法適用に向 けて準備中					法適用に向 けて準備中		一部適用

※ 県内13市と近隣2町を表しています。

(3) 国の動きと支援

【総務省 自治財政局】 「※地方公営企業会計制度等研究会報告書」
地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大(下水道事業や簡易水道事業へ)について

I 見直しの必要性

- (1) 経営の時代の到来～サービスの持続可能性と負担の適正化～
 - ・高度成長期以降に急速に整備された施設の大量更新期を迎え、適切な維持管理や更新が必要
 - ・長期的な経営方針を策定する必要があり、単年度収支だけでは全体像が把握できず、将来の収支予測も困難
 - ・経営判断の基礎となる会計のあり方を時代に見合ったものに変えていくべき
- (2) 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請
 - ・地方分権の流れの中で、より一層、経営成績や財政状態の情報開示を充実する必要がある。
- (3) 法適用企業や一般会計、他の公的セクター等の会計基準との乖離
 - ・地方公共団体の普通会計においても、発生主義の活用による財務情報の充実が進展
 - ・地方独立行政法人、公益法人、第三セクター等においても、企業会計に整合性の高い会計基準の適用義務付け

II 財務規定等の主な内容

- (1) 経営成績、財政状態の把握
 - 発生主義、複式簿記の採用
 - 収益的なものと資本的なものの区分 など
- (2) 企業経営の弾力化
 - 予算の弾力条項
 - 資産運営の特例

適用事業範囲
の拡大

III 期待される効果

- (1) 適切な経営方針の策定とそれに基づく経営努力の促進
 - ☆適切な更新計画の策定
 - ☆料金算定の適正化
 - ☆経営の効率化とサービス向上 など
- (2) 住民や議会によるガバナンスの向上
- (3) 財政規律の向上による地方公共団体の財政健全化

【地方公営企業法適用(企業会計化)に係る財政支援】(特別交付税措置)

◎法の適用に要する経費(資産評価経費、資産台帳等の作成経費、電算システムの導入経費及び条例、規程等の整備に要する経費等)のうち、総務大臣が調査した額に1/2を乗じて得た額の範囲内において、一般会計から繰り出された額に、財政力指数に応じた乗率(財政力指数H24:0.570=乗率0.7)を乗じて得た額を、特別交付税の基礎数値として算入

(4)合志市の移行方針

合志市の下水道事業は、昭和56年度から公共下水道(西合志地域)、平成元年度から流域関連公共下水道(合志地域)、平成4年度から特定環境保全公共下水道(合志、西合志の北部地域)、平成12年度から農業集落排水事業(北部農村地域)の供用を開始し現在に至っています。

これまで、3つの公共下水道事業を1つの特別会計に統合し、農業集落排水事業を1つの特別会計として、2つの特別会計を運営してきました。



地方公営企業法の適用方針

地方公営企業法の適用に当たっては、本市に適した会計のあり方として、2つの特別会計を1つの下水道事業会計とし、組織や財務など、柱となる方針を定めます。

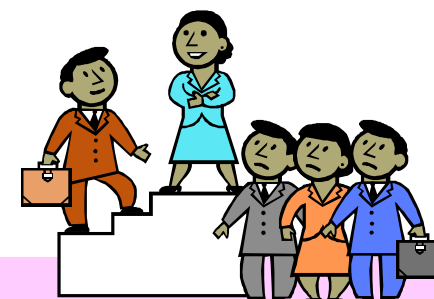


地方公営企業法 適用項目		(地方自治法) 特別会計	(地方公営企業法) 企業会計	
			一部適用 (財務規定等)	全部適用 (現水道、工業用水道事業)
組 織	管 理 者	市 長 (地方自治法 第139条)	市 長 (地方公営企業法 第34条の2)	市 長 (地方公営企業法 第7条、第8条)
財 務	経理の方法	官庁会計方式 単式簿記 (地方自治法 第208条)	企 業 会 計 方 式 複 式 簿 記 (地方公営企業法第20条)	
職員の身分の取扱い		地 方 公 務 員 法 適 用 【 団 体 職 員 】		地方公営企業等の労働 関係に関する法律適用 【 企 業 職 員 】

4. 法適用の意義(メリット)

(1) 企業会計移行による変化

企業会計への移行で何が変わる？



① 法の適用範囲

本市の水道事業及び工業用水道事業と同様に、地方公営企業法の全部を適用します。【全部適用】
機構改革により、既に上水道と下水道の組織が一つに統合されており、スムーズな組織移行が期待できることから、上下水道職員を企業職員とし、より機動的で効率的な運営をめざします。

② 組 織

原則として、組織の長として「管理者」を設置しますが、条例で管理者を置かないこともできます。

本市の水道事業については「管理者」を置かず、『市長』を最高責任者としています。

能率的な組織経営を図るとともに、政策判断の分離を避けるため、下水道事業においても、当面同様の体制で業務を運営していきます。(管理者を別に設置する費用を節減できます。)

③ 財務(経理の方法)

- (1) 予算の区分 管理運営に係る収支を「収益的収支＝損益取引」、建設改良など投資的な経費に係る収支を「資本的収支＝資本取引」に区分して整理することで、経営内容や資産などの財務状況が明らかになります。これにより財務や経営の分析が可能となり、企業の経営診断が正しくできるようになります。
- (2) 経理の手法 発生主義に基づく経理を行うことにより、期間の損益計算や料金の原価計算が適正に行われ、正確なコストが算定できます。また、複式簿記による記帳を行うことにより、資産、負債及び資本の状況が総合的に表記され、企業としての経営体質が明らかになります。
- (3) 資産の把握 固定資産台帳を整理し、毎年「減価償却」管理を行います。
莫大な下水道施設の資産価値が時間の経過とともに減少(老朽化)し、その価値の減少分の費用を減価償却費として計上していくことで、留保財源の確保が図られ、将来の修繕及び更新時期の把握や事業計画の策定などに活用できます。

企業会計への移行で何が変わる？（つづき）

(4) 財務諸表の作成

- ◆損益計算書（P/L） 企業活動の時間的な区切りを1年とした場合、1単位期間(会計期間)当たりの企業の経営成績を表します。
企業の経営成績を明らかにするため、1会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して、黒字なのか赤字なのか、当期純利益(損失)として表示します。
「損益計算書」の数値を見ることで、企業が稼いだ金額をはじめ、稼ぐためにかった費用や本業で稼いだのか？副業で稼いだのか？という点まで把握できます。

- ◆貸借対照表（B/S） 貸借対照表とは、決算日における企業の財政状態を表した報告書です。
貸借対照表には、決算日時点に企業が保有する資産、企業が負担している負債、そしてその差額としての純資産(資本)が記載されます。また、貸借対照表では、借方である資産の金額と貸方である負債及び資本の金額の合計額が一致するという性質があります。借方と貸方が一致するということは、どちらかが増加したらその反対側も増加してバランスをとって貸借が一致することを意味し、このことからバランスシートと呼ばれています。
「貸借対照表」の数値を見ることで、企業が事業資金をどうやって集めたのか(総資本)、どのような形で保有しているか(資産)を知ることができ、企業の持っている財産や借金を読み取ることができます。



(5) 出納整理期間

企業会計には、一般会計や特別会計が設ける出納整理期間(翌年の5月31日まで)はありません。
企業の経営活動は、間断なく継続されているため、1事業年度の算定の結果を迅速に把握し、決算分析につなげます。

(2) 法適用の意義(メリット)

下水道事業は、地方公営企業法の任意適用(条例により、地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意に選択して適用できる。)事業とされていますが、あえて**法適用**を選択し、**企業会計に移行**することで特別に良いこと(メリット)があるのでしょうか・・・？



企業会計への移行で「経理方式」は変わりますが、法の適用を受けても「経営状態」が変わるものではありません。

官庁会計(これまでの特別会計)方式の弱点

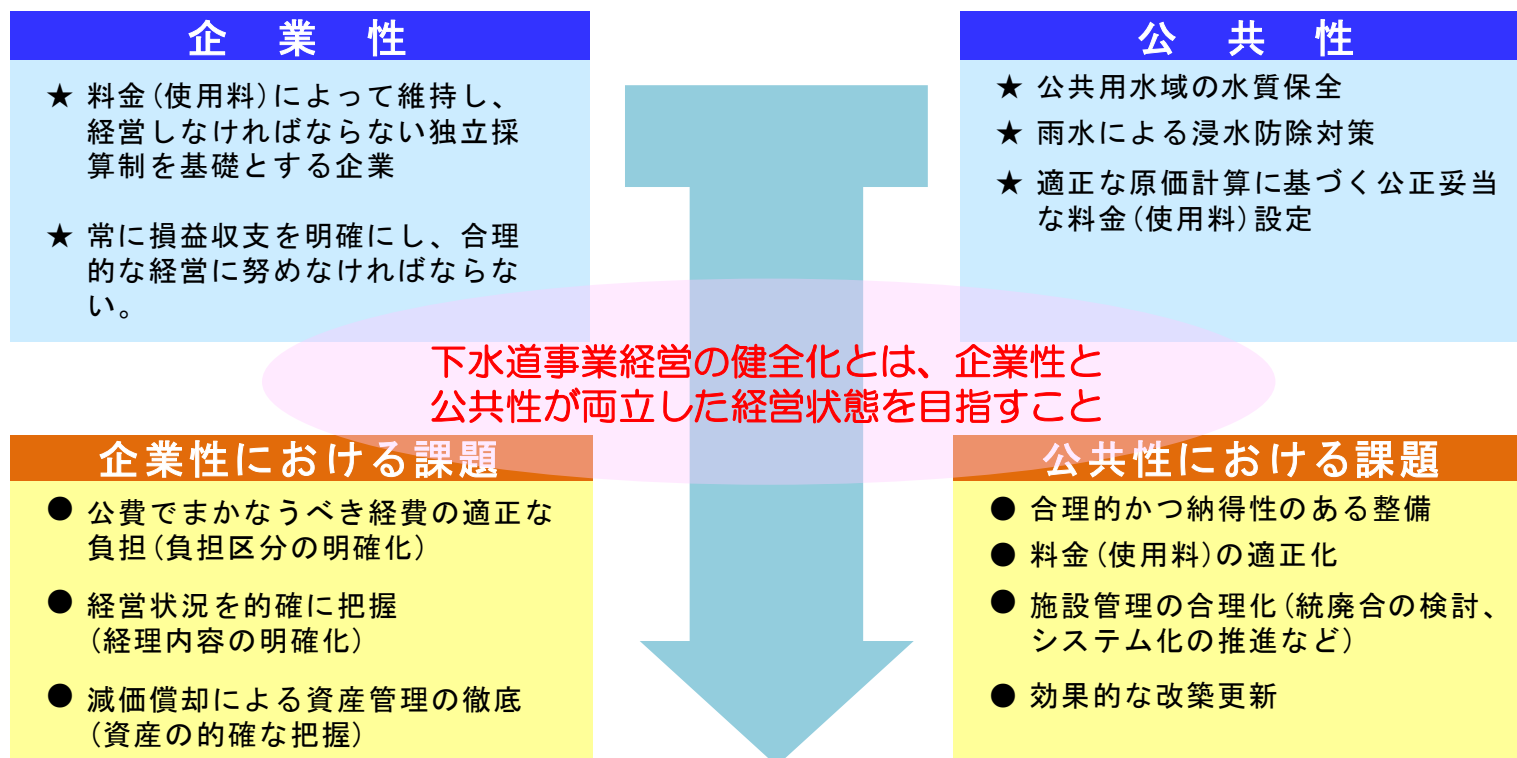
- ★ 現在の経営の状況が良好なのか、苦しいのか、今の決算書で判断するには・・・
- ① 歳入、歳出がほぼ均衡しているため、問題点が見つけにくい。
- ② 事業の運営に必要な経費が、料金(使用料)等でどれだけまかなわれているかが分かりにくい。
- ③ 事業を形成している資産がどれだけあり、それを構成している財源が何かを把握しにくい。

弱点を克服！

法適用(企業会計化)の意義(メリット)

- ☆ 地方公営企業法に基づく決算書を通じて、経営の問題が明らかになり、下水道事業の具体的な経営健全化の対策を計画することができるようになります。
- ☆ 「損益計算書」の作成により、期間における収支(赤字or黒字)を明らかにし、原価計算に活かせるようになります。
- ☆ 「貸借対照表」の作成により、下水道事業が持つ資産の量や現在の価額を明らかにするとともに、資産を構成する財源についても把握でき、事業計画や改築更新計画に反映できます。

5. 下水道事業の健全化



企業会計移行(法適用)の意義、目的

企業性の課題を解決するためには、現金取引(官庁会計方式)の管理では困難であり、経済活動を損益と資本の取引に区分した経理(企業会計方式)を行うことによって、自らの公営企業の経営及び財務状況を把握し、次の経営戦略に活かすことで解決を図ります。

6. 企業会計への移行(法適用)スケジュールと費用

(1) 移行(法適用)スケジュール

作 業 項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 下水道事業等企業会計移行計画策定				
熊本県、総務省へ提出				
2 下水道施設の資産調査、評価				
調査基本方針の検討				
資産関連資料の収集				
過年度決算書の整理、分析				
過年度工事等契約関連資料の整理				
資産調査及び整理				
資産評価				
3 公営企業会計システムの導入				
システム導入、仕様の検討				
公営企業会計システム構築				
4 法適用(移行)の手続				
法適用(移行)における基本方針の検討				
組織及び執行体制等の検討				
関係部局との調整				
条例及び規程等の整備				
金融機関の指定等				
新予算の編成				
決算(打ち切り)事務				
税務署届出				
総務省報告				
職員の研修				

(2) 移行(法適用)に係る概算費用

(単位：千円)

下水道事業等企業会計移行支援業務委託	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
下水道施設の資産調査、評価業務 公営企業会計システム導入支援業務 法適用(移行)の事務手続支援業務	6,400	15,400	19,620	57,750
公営企業会計システム構築、機器導入			16,330	

※ 企業会計移行(法適用)に要する経費の1/2は、市一般会計からの基準内繰入とされ、国からの特別交付税措置があります。

7. 企業会計移行(法適用)後の課題

- ◆ 企業会計となることで、経理事務が複式簿記になり、1日ごとに日計表を記録し、毎日が決算作業を行なうような状態となります。携わる職員は、経理の専門知識を必要とするため、企業会計方式に精通した職員の確保が重要な課題となります。また、移行により職員は「企業職員」という位置付けになり、「下水道事業の健全化」においては、独立採算の原則による経営意識を徹底するとともに、財務諸表を読み込み、経営状況を分析するための専門知識が『企業性の課題』として求められます。また将来的には、『公共性の課題』を考慮しつつ、専門職員の雇用及び業務委託の検討を進める必要が生じてくると考えられます。
- ◆ 企業会計になり、決算や予算において「財務諸表(損益計算書、貸借対照表など)」をお示しすることで、料金(使用料)をご負担いただく使用者の皆さまに、より分かりやすく経営状況を報告し、原価の計算基礎をお伝えできるよう企業会計方式の諸表や計算書などを使いこなすことが課題です。